

<書評と紹介> 矢野久著 『労働移民の社会史 : 戦後ドイツの経験』

MORI, Hiromasa / 森, 廣正

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

629

(開始ページ / Start Page)

68

(終了ページ / End Page)

70

(発行年 / Year)

2011-03-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008243>

矢野 久著

『労働移民の社会史』 ——戦後ドイツの経験』

評者：森 廣正

本書は、ドイツの歴史研究で数々の研究業績のある著者が「戦後ドイツの労働移民」に関して、これまで発表してきた業績を一冊の文献にまとめたものである。

戦後（西）ドイツで、1960年代以降本格的に導入された外国人労働者の就労が、ドイツのその後の経済発展に大きく寄与したことは周知のとおりである。だが、国籍・人種・民族・言語・文化・宗教・生活様式が異なる多くの外国人労働者の受け入れは、結婚による家族の形成や故国からの家族の呼び寄せを伴い、滞在の長期化・定住化を必然化して、いわゆる外国人労働者・住民問題という大きな社会問題を生みだすことになった。外国人労働者の受け入れにともなう生ずる問題の多様性は、社会科学や人文科学など多くの学問領域からの問題への接近と解消策を提示するための研究を必要としている。

本書は、戦後（西）ドイツの外国人（労働者）政策を中心課題に据えて、ドイツ各地の文書館に残されている膨大な「一次史料」に依拠して書かれた歴史研究の成果である。

これまで（西）ドイツや日本の外国人労働者問題の研究に携わってきた評者なりに、本書の内容を紹介し、感じた点を指摘することで、書

評の責に答えられればさいわいである。

本書は、戦後ドイツの外国人労働者問題を研究する際の著者の分析視点と問題設定を指摘した「まえがき」と著者の研究歴と今後の研究方向について触れた「あとがき」の他、以下の7つの章で構成されている。

序章 社会史研究の現場から－文書館の一次史料と居住の社会史

第1章 労働移民とナショナリズム－戦後（西）ドイツの外国人労働者をめぐって

第2章 外国人労働者の導入と西ドイツ労働市場の制度化

第3章 外国人労働者の組織的導入への道－イタリア人労働力募集協定の成立過程

第4章 労働移民と健康政策－西ドイツ1950・60年代

第5章 労働移民と居住

終章 現在の労働移民問題へ向けて－歴史研究者の眼から

序章は、居住の社会史の研究にとって、一次史料のもつ意義とそれにもとづく歴史研究の重要性を明らかにしている。また終章は、『移民国としてのドイツ』（近藤潤三著、木鐸社、2007年刊）を批判的に検討した書評である。敢えて、この2章を別とすれば、本書は残りの5つの章で構成される。

第1章では、戦後西ドイツの外国人労働者の歴史を「労働移民政策」の視点から5つの局面に時期区分し、それぞれの時期の政策の内容と実態を分析している。すなわち、労働力募集協定の締結が展開された第1局面（1955～73年）では、長期的な展望がないままに一時的に外国人労働者を就労させる政策がとられた。ここでは、募集協定が成立した背景は、一方では西ド

イツ企業が労働力不足問題を、他方では提供国側が失業問題を解決しようとしたことであり、とくに「ドイツ企業には労働力を必要とする現実があったこと」(32頁)を確認すべき点として指摘している。外国人労働者の就労が固定化された時期と捉える第2局面(1973~79年)では、ドイツがどのようにして「事実上の移民国になっていった」のかを明らかにし、つづく第3局面(1979/80年)に出されたハインツ・キューンの「覚書」を新しい認識にもとづく政策として評価する。1981~90年までの第4局面は、外国人政策が労働市場政策から内政秩序政策へと転換した時期であり、第5局面の1990年代は、一方で外国人の流入停止策を維持しながら、他方では「新しいカテゴリー」の外国人労働者の受け入れが進んだ。

そうした歴史的プロセスの考察から、外国人政策から移民政策への転換の必要性を指摘するとともに、1990年代以降激化した外国人排斥の動きは、実はドイツ人の問題であること、したがってマイノリティ問題は実はマジョリティ問題であるという著者の問題意識が提示される。

第2章の課題は、1950/60年代の外国人労働者の導入による労働市場の制度化を明らかにすることであり、同時に、その中にナチ時代の外国人強制労働との連続性と断絶性を見出している。外国人労働者の制度的枠組としての滞在許可と就業許可は、1950年代はじめ、外国人労働者の受け入れが考えられなかった時点で確立された。これによって、政府間協定によらない個別的な外国人労働者の就労が可能とされた。連邦政府がイタリア人労働力導入の準備を開始したのは、1954年であり、翌55年12月にはイタリア政府との労働力募集協定が成立し、以降60年代には、その他各国との同様の協定が成立した。当時の就業構造、労働力不足状況、国内労働力供給源などの具体的な考察を通して、1950/60

年代に実施された外国人政策が、西ドイツ労働市場を優先する形で外国人労働力の組織的な導入に至った経過を明らかにしている。

第3章は、量的(頁数)に全体の3分の1のスペースが割かれ、本書の中心を占めている。1955年末にイタリア人労働力募集協定が締結されて、外国人労働者の組織的導入が開始されるまでの歴史的経過をドイツ各地の文書館の一次史料を駆使しながら丹念に考察している。本章は、3つの節で構成され、1951年のイタリアからの提案に始まり、1955年7月の「仮署名」を経て、同年12月に本署名される経過が詳細に分析される。特に、両国政府間の交渉の経過、西ドイツ政府内部の関係省庁の動き(意見の対立)を鮮明にし、それらが何故、如何にして解決されて協定が正式に調印されるにいたったかについて、具体的に明らかにされている。

イタリアの提案を検討する立場に立ち、外国人労働者導入に積極的であった連邦経済省とそれを「必要ない」と否定し、協定に反対する立場であった連邦労働省・職安との意見の対立が示され、そうした対立が解消されて外国人労働者の組織的な導入が開始されるに至る経過を知ることが出来る。意見の対立を解消したのは、連邦労働省・職安の方針の転換であった。

第4章では、1950/60年代の外国人労働者に対する健康政策、具体的には健康診断の実施状況と対策の経緯が考察され、その意義と役割が明らかにされる。政府間協定にもとづく外国人労働者の場合には、就労するための健康上の適性を確認する健康診断が義務づけられていた。だが、実際には協定にもとづかないで労働目的で入国する多くの外国人労働者が就労していた。したがって、60年代初めには、そうした外国人労働者に対する健康政策が制度化された。それによる健康診断の目的は、外国人労働者自身の健康管理ではなく、外国人労働者の増加に

よるドイツ人住民への伝染病などの健康被害を防止することであった。

だが実際には、ドイツ人住民よりも良好であった外国人労働者の健康状態のもとでは、確固たる健康政策は必要とされなかった。

第5章では、1960/70年代における外国人労働者に対する居住政策の推移とその諸要因が、ルール工業地帯に関する一次史料に依拠して考察されている。単身の場合には「宿舎」、家族用の場合には「住宅」と呼称される外国人労働者の住宅事情は、それが誰（働いている企業か、民間の家主か）によって提供されているか、また協定か協定外かなどの入国経路の違いによって左右されたが、総じて劣悪なものであったことが、具体的に明らかにされている。その根源は、就労の長期化や定住化を想定しない外国人労働者の受け入れ政策であった。

外国人労働者が家族用住宅を確保するためには、民間の住宅市場に頼らざるを得ず、その結果、外国人住民は一定の地域に集住し、高額な家賃と悲惨な住環境に象徴される特殊な外国人居住地域が形成されることになった。外国人労働者の要求を満たす住宅政策への転換は実現せず、ドイツ人住民と外国人住民とが共生する考え方が生まれる素地はほとんど存在しない社会状況であった。

以上のように、本書は、戦後ドイツの外国人（労働者）政策の歴史的経過、その実態と問題点を膨大な一次史料に依拠しながら考察している。評者が注目したのは、西ドイツ政府が国内の労働力不足に対処するためだけに外国人労働者を受け入れたのではなく、外国人労働者を下層部分に位置付けドイツ人労働者を社会的に上昇させるという構想を持っていたことが一次史料によって明らかにされている点である。

外国人労働者の受け入れによって、受け入れ社会内部に格差構造を生み出すような構想が、何故、どのようにして破綻せざるを得なかったかを考察することが求められていると思われる。

（矢野久著『労働移民の社会史－戦後ドイツの経験』現代書館、2010年6月、316頁、2,400円＋税）

（もり・ひろまさ 法政大学名誉教授）